

市長の資産等報告書（4期目）の閲覧を開始します

本市では、「政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等報告書（4期目）の閲覧を開始します。

1 閲覧開始時期

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）

2 対象書類

資産等報告書（4期目）

令和 7 年 1 1 月 1 9 日（任期開始日）に保有する資産等を記載しています。

3 閲覧時間

開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

4 閲覧場所

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課情報公開担当（市役所本庁舎 3 階）

5 根拠条例等

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例 第 2 条、第 8 条

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則 第 1 1 条

問合せ先

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当 大西

電話 044-200-3656（内線 21702）